

○広島修道大学大学院学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、広島修道大学学則第5条第2項に基づいて、大学院に関する必要な事項を定める。

(目的)

第1条の2 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、学術・文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、大学における教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、本学教職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

3 自己点検・評価及び公表に関する必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第2条の2 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第2章 研究科、専攻及び課程等

(課程)

第3条 本大学院の課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又は他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこととする。

4 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分する。前期2年の課程は、これを修士課程として取扱い、「修士課程」という。後期3年の課程は、「博士後期課程」という。

(研究科、専攻及び課程)

第4条 本大学院に次の研究科、専攻及び課程を置く。

研究科	専攻	課程
商学研究科	商学専攻	博士課程
	経営学専攻	博士課程
経済科学研究科	現代経済システム専攻	博士課程
	経済情報専攻	博士課程
人文科学研究科	心理学専攻	博士課程
	社会学専攻	修士課程
	教育学専攻	修士課程
	英文学専攻	博士課程

法学研究科	法律学専攻	修士課程
	国際政治学専攻	修士課程

(研究科、専攻の教育研究上の目的)

第5条 本大学院の研究科、専攻の教育研究上の目的は次項以下のとおりとする。

2 商学研究科は、商学及び経営学の理論的分野と実践的分野の教育研究を行い、豊かな学識を有する研究者及び現代社会の要請に専門知識をもって対処しうる人材を養成することを目的とする。

- (1) 商学専攻は、マーケティング、ビジネスエコノミーの幅広い商学分野を多角的視点から学術研究及び実証分析し、専門知識と分析スキルを備えた人材を養成することを目的とする。
- (2) 経営学専攻は、経営、会計に関する高度な理論的・実践的視点からの研究を行い、社会や企業が抱える諸問題に対処しうる専門知識を備えた人材を養成することを目的とする。

3 経済科学研究科は、現代経済の諸問題・諸現象を最新の経済理論及びシステム科学や情報科学等を駆使して分析し、これらの教育研究を通じ、経済と情報に関する高度な学識を備え、社会発展に寄与できる研究者や高度職業人を養成することを目的とする。

- (1) 現代経済システム専攻は、現代経済の諸問題・諸現象を科学的かつ実践的に分析し、これらの教育研究を通じ、経済社会に関する深い学識を備え、優れた政策提言のできる研究者や経済の実務に能動的に対処できる高度職業人を養成することを目的とする。
- (2) 経済情報専攻は、システム科学と情報科学の基礎・応用・発展を取り扱い、これらの教育研究を通じ、情報社会と情報技術に関する深い学識を備え、優れた制度設計のできる研究者や経済社会・情報社会を主導できる高度職業人を養成することを目的とする。

4 人文科学研究科は、人文科学の諸領域における教授研究を通して、専門的な職業に求められる高度な知識と技能を備えた人材を養成することを目的とする。

- (1) 心理学専攻は、人間行動の科学的探究についての教育を通して、専門領域と関連領域について最新の知見をもつ研究者を養成すると共に、高度な専門知識をもち心理学的発想で問題解決のできる人材を養成することを目的とする。
- (2) 社会学専攻は、社会変動のなかで生起する諸問題・諸現象の理解を通して、社会学の専門的な知識を修得し、現代社会に対応する社会学的応用力を身につけ、社会の広範な分野で活躍することのできる人材を養成することを目的とする。
- (3) 教育学専攻は、人間の発達と形成に関する高度な研究と教育の機会を提供することを通して、教育に関する専門的知識と実践的能力をもつ人材を養成することを目的とする。
- (4) 英文学専攻は、英米文学、英語学及び英語教育学の諸分野における専門的研究者の養成を目的とすると共に、高度な学問的、文学的及び語学的教養を身につけた人材を養成することを目的とする。

5 法学研究科は、法学及び国際政治学の専攻分野における学術の理論及び応用を教授研究し、高度の学識と専門能力を備えた人材を養成することを目的とする。

- (1) 法律学専攻は、法学諸分野に関する理論及びその応用を教授研究し、高度な専門的知識と法的思考に基づく応用能力を備えた人材を養成することを目的とする。
- (2) 国際政治学専攻は、地域に開かれた大学院として国際政治学と地域研究の関連諸分

野とともに政治学や行政学に関する理論及びその応用を教授研究し、国際社会や地域社会に貢献する人材を養成することを目的とする。

(修業年限)

第6条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。ただし、博士後期課程から入学した者の標準修業年限は、3年とする。

(長期履修学生の修業年限)

第6条の2 前条第1項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の学生（以下「長期履修学生」という。）の取り扱いに関し必要な事項は別に定める。

(研究科委員会)

第7条 本大学院の各研究科に研究科長を置き、研究科委員会を設ける。

2 研究科長及び研究科委員会に関する規程は、別に定める。

第3章 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第8条 本大学院の研究科別、専攻別及び課程別の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
商学研究科	商学専攻	博士前期課程	8名	16名
		博士後期課程	2名	6名
	経営学専攻	博士前期課程	12名	24名
		博士後期課程	3名	9名
経済科学研究科	現代経済システム専攻	博士前期課程	8名	16名
		博士後期課程	2名	6名
	経済情報専攻	博士前期課程	8名	16名
		博士後期課程	2名	6名
人文科学研究科	心理学専攻	博士前期課程	14名	28名
		博士後期課程	2名	6名
	社会学専攻	修士課程	5名	10名
	教育学専攻	修士課程	5名	10名
	英文学専攻	博士前期課程	5名	10名
		博士後期課程	3名	9名
法学研究科	法律学専攻	修士課程	5名	10名
	国際政治学専攻	修士課程	10名	20名

第4章 教育方法等

(教育方法)

第9条 本大学院における修士課程及び博士課程の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(担当教員)

- 第10条 本大学院における授業は、教授又は准教授が担当する。
- 2 本大学院における研究指導は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授に担当させることができる。
- 3 本大学院における授業及び研究指導を担当する教員の資格審査については、別に定める。

(授業科目及び単位数)

- 第11条 各研究科の授業科目及び単位数は、各研究科において別表のとおり定める。

- 2 前項の履修方法に関する必要な事項は、別に定める。

(他研究科、他専攻における授業科目の履修等)

- 第12条 学生は、他研究科、他専攻の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の履修等に関する細則は、別に定める。

(学部授業科目の履修)

- 第13条 本大学院が教育上必要と認めるときは、学生に本大学の学部の授業科目を履修させることがある。

- 2 前項の履修に関する細則は、別に定める。

(指導教員)

- 第14条 学生は、入学後所定の期日までに指導教員を定め、研究科委員会の承認を得るものとする。

- 2 指導教員の変更は、原則として認めない。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経てこれを認めることができる。

(授業期間)

- 第15条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育研究上必要があると認められる場合は、この期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(教育方法の特例)

- 第15条の2 本大学院が、教育上特別の必要があると認める場合は、夜間その他特定の時間において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位の計算方法)

- 第16条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義、研究指導等の授業科目は、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験研究の授業科目は、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、その学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる授業科目を開設する場合には、これらに必要な学修等を考慮して、その単位数を別に定めることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第17条 本大学院が教育研究上有益と認めるときは、学生に他の大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について取得した単位は、10単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(外国の大学院等における授業科目の履修等)

第18条 前条第1項及び第2項の規定は、学生が外国の大学院等に留学する場合に、これを準用する。

- 2 前項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(他の大学院等において修得した単位の認定限度)

第19条 前2条の規定により、本大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、すべてを合わせて、10単位を限度とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第20条 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、本大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。
- 3 前2項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

第21条 削除

(他の大学院等における研究指導)

第22条 本大学院が教育研究上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議のうえ、学生が当該他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(単位の授与)

第23条 授業科目を履修した者に対しては、原則として試験を実施し、その合格者に所定の単位を与える。ただし、第16条第2項に定める授業科目については、別に定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(学修評価)

第24条 学修の評価は、AA、A、B、C、Dの5段階をもって行い、Dを不合格とする。

第5章 課程の修了要件

(修士課程の修了要件)

第25条 修士課程の修了要件は、本大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(博士課程の修了要件)

第26条 博士課程の修了要件は、本大学院に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、修

士課程において修得した単位のほかに、研究指導12単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本大学院に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、前項の規定を適用する。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、本大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第27条 削除

第28条 削除

第29条 削除

第6章 学位の授与

（学位の授与）

第30条 修士課程又は博士課程を修了した者に対し、次のとおり修士又は博士の学位を授与する。

（1）修士の学位

研究科	専攻	学位
商学研究科	商学専攻	修士（商学）
	経営学専攻	修士（経営学）
経済科学研究科	現代経済システム専攻	修士（経済学又は経済情報）
	経済情報専攻	
人文科学研究科	心理学専攻	修士（心理学）
	社会学専攻	修士（社会学）
	教育学専攻	修士（教育学）
	英文学専攻	修士（文学）
法学研究科	法律学専攻	修士（法学）
	国際政治学専攻	修士（国際政治学）

（2）博士の学位

研究科	専攻	学位
商学研究科	商学専攻	博士（商学）
	経営学専攻	博士（経営学）

経済科学研究科	現代経済システム専攻 経済情報専攻	博士（経済学） 博士（経済情報）
人文科学研究科	心理学専攻 英文学専攻	博士（心理学） 博士（文学）

2 前項に定める者のほか、博士の学位の授与は、本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、前項に該当する者と同等以上の学力を有することを確認された者に対しても行うことができる。

第31条 各課程の修了の認定及び学位の授与については、研究科委員会の議を経て学長が行う。

（教育職員専修免許状の種類・教科、履修方法等）

第32条 本大学院の研究科において、取得できる免許状の種類及び教科は、次のとおりである。

研究科	専攻	免許教科の種類
商学研究科	商学専攻	高等学校教諭専修免許状 商業
	経営学専攻	高等学校教諭専修免許状 商業
経済科学研究科	現代経済システム専攻	中学校教諭専修免許状 社会
	経済情報専攻	高等学校教諭専修免許状 公民
		高等学校教諭専修免許状 商業
		高等学校教諭専修免許状 情報
人文科学研究科	心理学専攻	中学校教諭専修免許状 社会
		高等学校教諭専修免許状 地理歴史
		高等学校教諭専修免許状 公民
	社会学専攻	中学校教諭専修免許状 社会
		高等学校教諭専修免許状 公民
	教育学専攻	小学校教諭専修免許状
		中学校教諭専修免許状 社会
英文学専攻		高等学校教諭専修免許状 地理歴史
		高等学校教諭専修免許状 公民
		中学校教諭専修免許状 英語
		高等学校教諭専修免許状 英語
法学研究科	法律学専攻	中学校教諭専修免許状 社会
		高等学校教諭専修免許状 公民
	国際政治学専攻	中学校教諭専修免許状 社会
		高等学校教諭専修免許状 公民

2 前項に関する必要な授業科目の履修方法等は、別に定める。

（学位論文の審査等）

第33条 学位論文の審査、最終試験及び学力の確認の方法並びに学位の授与等学位に関する必要な事項は、広島修道大学学位規程で定める。

第7章 学年及び学期等

（学年）

第34条 本大学院の学年は、4月1日に始まり、翌年3月末日に終る。

(学期及び授業週数)

第35条 1学年の授業は、35週を基準とし、1学年を分けて次の2学期とする。

- (1) 前期（春学期） 4月1日から9月25日まで
- (2) 後期（秋学期） 9月26日から翌年3月末日まで
- (休日)

第36条 本大学院の休日は、次のように定める。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 開学記念日 11月4日
- (4) 夏季休日 8月1日から9月25日まで
- (5) 冬季休日 12月25日から翌年1月7日まで
- (6) 春季休日 3月1日から3月末日まで

2 学長は、大学評議会の議を経て前項に定める休日を変更し、また臨時の休日を定めることができる。

3 休日の期間においても、教育研究上必要があると認められる場合には授業を行うことができる。

第8章 入学、在学、休学、退学等

(入学)

第37条 入学期は、学年の初めとする。

2 前項に規定する場合のほか、各研究科において必要と認められる場合には、後期初めに学生を入学させることができる。

第38条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学した者であって、本大学院において、大学における所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で22歳に達したもの

第39条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で24歳に達したもの

第40条 削除

(転入学)

第40条の2 他の大学院に在籍している者が本大学院への転入学を志願する場合は、教育研究に支障がない限り、選考の上、相当年次への転入学を許可することがある。

2 転入学に関する細則は、別に定める。

(入学試験)

第41条 修士課程又は博士後期課程への入学を志願する者については、入学試験を行い許可又は不許可を決定する。本研究科の修士課程を修了し、引き続き博士後期課程への入学を志願する者についても同様とする。

2 削除

3 入学志願者は、指定期日までに所定の書類を提出し、所定の入学検定料を納入しなければならない。

4 入学試験に関する細則は、別に定める。

(入学手続)

第42条 入学許可を受けた者は、指定期日までに所定の書類を提出し、所定の諸納付金を納入しなければならない。

2 入学手続きに関する細則は、別に定める。

(在学年限)

第43条 修士課程に在学できる最長年限は4年とする。ただし、長期履修学生の最長年限は6年とする。

2 博士課程に在学できる最長年限は10年とする。ただし、博士後期課程から入学した者については、6年とする

(休学)

第44条 学生が、疾病その他やむを得ない事由により満3ヵ月以上就学することができないときは、学長に願い出て、その許可を得たうえで、休学することができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、第6条、第25条、第26条、第27条及び第43条に規定する在学年数に算入しない。

4 休学を許可された者は、次項に規定する場合を除き、休学期間満了とともに復学するものとする。

5 休学期間中に休学事由が消滅したときは、休学の解除を学長に申請し、その許可を受けて復学することができる。

6 休学に関する細則は、別に定める。

(留学)

第45条 外国の大学院等に留学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第6条に定める修業年限に算入することができる。

3 留学に関する細則は、別に定める。

(退学)

第46条 学生が疾病その他やむを得ない事由により退学するときは、医師の診断書又は詳細な事由書を添えて、学長の許可を受けなければならない。

2 退学に関する細則は、別に定める。

(転学)

第47条 学生が他の大学院への転学を志願するときは、学長の許可を受けなければならない。

2 転学に関する細則は、別に定める。

(除籍)

第48条 学生が次の各号の一に該当するときは、除籍するものとする。

(1) 第43条に規定する在学年限を超えた者

(2) 第44条第2項に規定する休学の期間を超えた者

(3) 所定の諸納付金の納付を怠り、その督促を受けてもなおこれを納入しない者

(再入学)

第49条 次の各号に該当する者が、再入学をしようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(1) 第46条の規定により本大学院を退学した者

(2) 前条第2号又は第3号の規定により本大学院を除籍された者

2 再度の再入学は、許可しない。

3 再入学に関する細則は、別に定める。

(転専攻)

第49条の2 学生が所属研究科内において他の専攻への転専攻を志願するときは、当該研究科委員会の議を経て、転専攻を許可することがある。

2 前項の学生が既に修得した授業科目の単位認定及び修業年限の決定は、当該研究科委員会において行うものとする。

3 転専攻に関する細則は、別に定める。

(入学検定料、入学金及び在学料)

第50条 入学検定料、入学金及び在学料は、次のとおりとする。

(1) 入学検定料 30,000円

(2) 入学金 220,000円

(3) 在学料 年490,000円とする。ただし、人文科学研究科心理学専攻は517,000円、経済科学研究科経済情報専攻は520,000円とする。

2 第1項第3号及び第2項の規定にかかわらず、長期履修学生については、在学料を履修単位に応じて定める単位制履修料とする。

3 前項の単位制履修料は、履修1単位につき33,000円とする。ただし、人文科学研究科心理学専攻及び経済科学研究科経済情報専攻は35,000円とする。

第51条 実験実習等に関する費用は、別にこれを徴収する。

第52条 諸納付金に関する細則は、別に定める。

(在学科等の減免)

第53条 休学期間中の在学科その他諸納付金の納入は、本人の願い出により減免することがある。

- 2 前項に規定するもののほか、本大学院において教育研究上特別に考慮すべき事情があると認められる者については、本人の申請により、在学科その他諸納付金の納入を減免することができる。
- 3 前2項の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第54条 本大学院の学生以外の者で、1科目又は複数科目について授業科目の履修を希望する者があるときは、科目等履修生として許可することがある。

- 2 科目等履修料は、履修1単位について17,000円とし、実験実習等に関する費用は、科目等履修生の負担とする。
- 3 削除
- 4 科目等履修生に関する細則は、別に定める。

(特別聴講学生)

第55条 他の大学院の学生（外国の大学院等の学生を含む。）で、本大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学院と協議のうえ、特別聴講学生として許可することがある。

- 2 特別聴講学生の在学科等は、当該大学院との協議によって定める。
- 3 特別聴講学生に関する細則は、別に定める。

(研究生)

第56条 本大学院学生以外の者で特定の研究を希望する者があるときは、研究生として許可することがある。

- 2 研究生の入学検定料、入学金及び研究料は、次のとおりとする。
 - (1) 入学検定料 15,000円
 - (2) 入学金 65,000円
 - (3) 研究料 年245,000円とする。ただし、人文科学研究科心理学専攻は259,000円、経済科学研究科経済情報専攻は260,000円とする。
- 3 実験実習等に関する費用は、研究生の負担とする。
- 4 研究生に関する細則は、別に定める。

(法務研修生)

第56条の2 本大学院法務研究科を修了した者で、修了後さらに研鑽を積むことを希望する者があるときは、法務研修生として許可することがある。

- 2 法務研修生の研修料は、1学期20,000円とする。
- 3 法務研修生に関する細則は、別に定める。

(外国人留学生)

第57条 外国人で入学を志願する者は、外国人留学生として、その入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生については、本学則の規定を準用する。
- 3 外国人留学生に関する細則は、別に定める。

(専門職学位課程(法科大学院の課程)の入学検定料、入学金及び在学料)

第58条 削除

第9章 賞罰

(表彰)

第59条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者を、研究科委員会の議を経て表彰する。

(懲戒)

第60条 学長は、学生が本学の諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、研究科委員会の議を経て、懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力極めて劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正當の理由なくして出席が常でない者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第10章 雜則

(施設)

第61条 本大学院に、学生研究室を設ける。

第62条 本大学における学部及び図書館等の施設・設備については、教育研究上支障を生じない限度において、大学院学生の研究及び指導にあてることができる。

(奨学金制度)

第63条 本大学院に奨学金制度を設ける。

2 前項の奨学金制度に関する規程は、別に定める。

第64条 奨学のため資金を寄付しようとする者があるときは、これを受諾する。

2 寄付者は、奨学資金に記念すべき名称を付すことができる。

附 則

- 1 この学則は、1971(昭和46)年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、1973(昭和48)年4月1日から改正施行する。
- 3 この学則は、1974(昭和49)年4月1日から改正施行する。
- 4 この学則は、第31条第1項の一部を改正して、1975(昭和50)年4月1日から改正施行する。
- 5 この学則は、1976(昭和51)年4月1日から改正施行する。
- 6 この学則は、1977(昭和52)年4月1日から改正施行する。
- 7 この学則は、1978(昭和53)年4月1日から改正施行する。
- 8 この学則は、第6条、第12条の第1号、第3号及び第37条第1項第4号、第2項を改正して1979(昭和54)年4月1日から施行する。
- 9 この学則は、第37条第1項第1号を改正して1979(昭和54)年7月15日から施行する。
- 10 この学則は、第4条、第6条、第17条から第19条まで、第37条第1項第1号、第2項及び別表を改正して、1981(昭和56)年4月1日から施行する。ただし、第37条第1項第1号の規定は1982(昭和57)年度入学志願者から、第2項の規定は1981(昭和56)年度生から適用する。
- 11 この学則は、第37条第1項の一部を改正し、第3項をあらたに付け加え、1983(昭和

- 58) 年4月1日から施行する。
- 12 この学則は、第5条第3項に第1号・第5号・第6号を追加し、第4条、第6条、第9条第1項第2号の別表、第12条第1項第3号、第18条第1項第1号、第19条第2項、第37条第1項第2号・第3号及び同条第2項を改正して、1984（昭和59）年4月1日から施行する。ただし、1983（昭和58）年度以前に入学した者については、改正後の第37条第1項第2号・第3号及び同条第2項の規定にかかわらず、従前の例による。
- 13 この学則は、第37条第1項第1号・第3号及び第42条第3項を改正し、第37条第3項を削除し、あらたに第38条、第40条、第41条第3項、第42条第4項、第44条第2項、第3項及び第45条を付け加え、以下条数を繰り下げる1985（昭和60）年4月1日から施行する。ただし、1984（昭和59）年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとし、又、第37条第1項第1号及び第45条第2項第1号の規定は、1986（昭和61）年度の入学志願者から適用する。
- 14 この学則は、第36条の次に第36条の2を新たに追加し、第37条第1項第3号・第2項、第41条第3項、第42条第3項第2号、第44条第2項第3号及び第45条第2項第3号・第3項を改正し、1986（昭和61）年4月1日から施行する。ただし、1985（昭和60）年度以前に入学した者については、改正後の第37条第1項第3号・第2項、第42条第3項第2号、第44条第2項第3号及び第45条第2項第3号・第3項の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 15 この学則は、第9条第2項の別表を改正して、1987（昭和62）年4月1日から施行する。ただし、1986（昭和61）年度以前に入学した者については、改正後の第9条第2項の別表にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 16 この学則は、第9条第2項の別表、第37条第1項第1号及び第45条第2項第1号を改正し、1988（昭和63）年4月1日から施行する。ただし、1987（昭和62）年度以前に入学した者については改正後の第9条第2項の別表にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 17 この学則は、第32条第2項・第3項を改正し、第32条第3項の次に第4項を新たに付け加え1988（昭和63）年10月1日から施行する。
- 18 この学則は、第9条第1項、第12条、第17条、第37条第1項、第44条第2項、第45条第2項を改正し、第9条第2項を削除して、1989（平成元）年4月1日から施行する。ただし、1988（昭和63）年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 19 この学則は、第19条第1項・第2項、第37条第1項第2号・第3号・第2項、第41条第3項、第42条第3項第1号・第2号、第44条第2項第2号・第3号及び第45条第2項第2号・第3号・第3項を改正し、1990（平成2）年4月1日から施行する。ただし、1989（平成元）年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 20 この学則は、第2条第3項、第3条第1項、第9条別表、第14条、第16条、第17条第1項、第25条第1項第3号、第37条第1項第1号、第2項及び第45条第2項第1号、第3項を改正し、第17条第2項、第3項、第25条第1項但書及び第26条第1項第3号、第4号を新たに付け加え、第25条第1項第4号を改正しこの号を第5号として、同条に第4号を新たに付け加え、1991（平成3）年4月1日から施行する。ただし、1990（平成2）年度以前に入学した者については、改正後の第9条の別表、第37条第1項第1号、

第2項及び第45条第2項第1号、第3項の規定にかかわらず、なお従前の例によるが、第9条の別表の法学研究科法律学専攻修士課程の備考は、1990（平成2）年度入学生から適用する。また、第37条第1項第1号及び第45条第2項第1号の規定は、1992（平成4）年度の入学志願者から適用する。

- 21 この学則は、第18条第1項を改正し、同条に第2項を追加し、第25条但書及び第3号を改正し、同条の第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第2号を追加して、1991（平成3）年7月1日から施行する。
- 22 この学則は、第3条から第6条まで、第9条（別表）から第18条まで、第20条から第25条まで、第27条、第29条、第31条から第34条まで、第36条、第36条の2、第40条、第41条、第45条、第46条及び第48条を改正し、第13条の2、第13条の3、第15条の2、第18条の2、第32条の2、第41条の2、第45条の2、第49条及び第50条を新たに付け加え、第28条、第30条、第35条、第42条及び第43条の各条の見出し並びに条文を削除し、1992（平成4）年4月1日から施行する。ただし、1991（平成3）年度以前に入学した者については、改正後の第9条（別表）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 23 この学則は、第9条（別表）、第37条第1項第1号、第44条第2項第1号及び第45条第2項第1号を改正し、第1条の2を新たに付け加え、1993（平成5）年4月1日から施行する。ただし、1992（平成4）年度以前に入学した者については、改正後の第9条（別表）の規定にかかわらず、なお従前の例による。また、第44条第2項第1号の規定は、1993（平成5）年度後期入学志願者から、第37条第1項第1号及び第45条第2項第1号の規定は1994（平成6）年度入学志願者から適用する。
- 24 この学則は、第4条、第6条、第9条（別表）、第16条、第18条、第19条及び第24条を改正し、1994（平成6）年4月1日から施行する。ただし、1993（平成5）年度以前に入学した者については、改正後の第9条（別表）及び第19条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 25 この学則は、第1条、第5条、第9条、第19条、第25条、第37条、第41条、第44条及び第45条を改正し、第9条の2、第9条の3及び第13条の4を新たに付け加え、1995（平成7）年4月1日から施行する。ただし、1994（平成6）年度以前に入学した者については、改正後の第9条（別表）、第9条の2、第9条の3、第13条の4、第37条、第44条及び第45条の規定にかかわらず、なお従前の例による。また、改正後の第41条の規定は、1995（平成7）年度入学志願者から適用する。
- 26 この学則は、第9条（別表）、第22条、第37条第1項第3号、第2項、第44条第2項第3号、第45条第2項第3号及び第3項を改正し、1996（平成8）年4月1日から施行する。ただし、1995（平成7）年度以前に入学した者については、改正後の第9条（別表）の規定にかかわらず、なお従前の例による。また、改正後の第37条第1項第3号、第2項、第44条第2項第3号、第45条第2項第3号及び第3項の規定については、1995（平成7）年度以降入学した者に適用する。
- 27 この学則は、第9条（別表）、第37条第1項第2号・第3号・第2項、第44条第2項第2号・第3号・第3項及び第45条第2項第2号・第3号・第3項を改正し、1997（平成9）年4月1日から施行する。ただし、1996（平成8）年度以前に入学した者については、改正後の第9条（別表）、第37条第1項第3号・第2項、第44条第2項第3号・第3項及び第45条第2項第3号・第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 28 この学則は、第9条（別表）、第37条第1項第3号・第2項、第44条第2項第3号及

び第45条第2項第3号・第3項を改正し、1998（平成10）年4月1日から施行する。ただし、改正後の第37条第1項第3号・第2項、第44条第2項第3号及び第45条第2項第3号・第3項の規定については、1998年4月1日在学する学生に適用する。

29 この学則は、第9条（別表）、第10条第1項、同条第2項、第37条第1項第3号、同条第2項、第44条第2項第3号及び第45条第2項第3号、同条第3項を改正し、1999（平成11）年4月1日から施行する。

ただし、1998（平成10）年度以前に入学した者については、改正後の第9条（別表）の規定にかかわらず、なお従前の例による。又、改正後の第37条第1項第3号、同条第2項、第44条第2項第3号及び第45条第2項第3号、同条第3項の規定については、1999（平成11）年4月1日在学する学生に適用する。

30 この学則は、第1条の2及び第9条（別表）を改正し、第25条の第6号を第7号とし同条に第6号を追加、第26条の第4号を第5号とし同条に第4号を追加して、2000（平成12）年4月1日から施行する。

ただし、1999（平成11）年度以前に入学した者については、改正後の第9条（別表）の規定にかかわらず、なお従前の例による。又、改正後の第25条第6号の規定については、2001（平成13）年度の入学志願者から適用する。

31 この学則は、第4条、第6条、第9条第1項（別表）、第18条第1項、及び第19条第1項を改正し、2001（平成13）年4月1日から施行する。ただし、2000（平成12）年度以前に入学した者については、改正後の第9条第1項（別表）の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

32 この学則は、第9条第1項（別表）、第25条第4号及び第26条第3号を改正し、2002（平成14）年4月1日から施行する。ただし、2001（平成13）年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

33 この学則は、第4条、第6条、第9条第1項（別表）、第17条及び第18条第1項第2号を改正し、2003（平成15）年4月1日から施行する。ただし、2002（平成14）年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

34 この学則は、法務研究科法務専攻に関する諸規定の追加および条項数の整理による改正を行うとともに、第11条第1項（別表）を改正し、2004（平成16）年4月1日から施行する。ただし、2003（平成15）年度以前に入学した者については、改正後の第11条第1項（別表）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

35 この学則は、第38条及び第39条を2004（平成16）年5月24日に改正し、同日施行する。

36 この学則は、第11条第1項（別表）及び第20条を改正し、2005（平成17）年4月1日から施行する。ただし、2004（平成16）年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

37 この学則は、第11条第1項（別表）、第38条及び第39条を改正し、2006（平成18）年4月1日から施行する。

38 この学則は、第10条を改正し、2007（平成19）年4月1日から施行する。

39 この学則は、第11条第1項（別表）及び第32条を改正し、2007（平成19）年4月1日から施行する。ただし、2006（平成18）年度以前に入学した者については、新しく追加した授業科目（応用ミクロ経済学研究、現代経済システム特講、経済情報特講、司法制度論、法情報論、環境法Ⅰ、環境法Ⅱ、企業法務演習Ⅲ、国際私法、公法実務演習、家事事件実務演習、民事法事例研究、刑事法事例研究）の履修に関して遡及適用すること

を除き、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 40 この学則は、第1条の2、第2条の2及び第16条第1項第3号を追加し、第5条を第6条に繰り下げ、第4条を改正し第5条として新たに付け加え、第6条を第4条に繰り上げ、第11条第1項(別表)、第17条第1項、第23条、第25条第1項及び第36条第2項、第46条を改正し、第25条第2項を削るとともに同条第3項を繰り上げて、2008(平成20)年4月1日から施行する。ただし、2007(平成19)年度以前に入学したものについては、新しく追加した授業科目(特別演習)の履修に関して遡及適用することを除き、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 41 この学則は、第10条、第11条第1項(別表)、第26条、第28条、第38条及び第39条を改正し、第56条の2を新たに付け加え、2009(平成21)年4月1日から施行する。ただし、2008(平成20)年度以前に入学した者については、法務研究科において新しく追加した授業科目(労働法I、労働法II、登記法及び法医学)の履修に関して遡及適用することを除き、改正後の第11条第1項(別表)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 42 この学則は、第8条を改正し、2010(平成22)年4月1日から施行する。ただし、2009(平成21)年度から2011(平成23)年度において、法務研究科法務専攻の収容定員は第8条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員		
		2009(平成21)年度	2010(平成22)年度	2011(平成23)年度
法務研究科	法務専攻	150名	130名	110名

- 43 この学則は、第5条、第11条第1項(別表)、第27条、第38条第8号、同条第9号、第39条第1号、第43条第1項、第44条第3項、第45条第2項、第9章、第50条第1項第3号、第57条第2項第3号、第59条、第60条第1項、同条第2項、同条第3項第3号・第4号及び第62条を改正し、第6条の2、第50条第3項、同条第4項及び第10章を新たに付け加え、2010(平成22)年4月1日から施行する。ただし、2009(平成21)年度以前に入学した者については、法務研究科において新しく追加した授業科目(家族法、手形法・小切手法、行政法事例研究、刑事法演習III(ただし、2007(平成19)～2008(平成20)年度入学生を除く。))の履修、第50条第1項第3号及び第57条第2項第3号に関して遡及適用することを除き、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。また、改正後の第43条第1項但し書並びに新たに付け加えた第6条の2、第50条第3項及び同条第4項の規定については、2011(平成23)年度以降の入学者から適用する。
- 44 この学則は、第11条第1項(別表)及び第58条第1項を改正し、第40条の2、第49条の2を新たに付け加え、2011(平成23)年4月1日から施行する。ただし、2010(平成22)年度以前に入学した者については、法学研究科法律学専攻において新たに追加した授業科目(税法演習I・II)の履修に関して遡及適用することを除き、改正後の第11条第1項(別表)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 45 この学則は、第11条第1項(別表)、第39条第1項第5号及び第58条第1項第3号を改正し、2012(平成24)年4月1日から施行する。ただし、2011(平成23)年度以前に入学した者については、改正後の第11条第1項(別表)及び第58条第1項第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 46 この学則は、第11条第1項(別表)、第26条第1項、第27条、第32条及び第54条第3項を改正し、第15条の2を新たに付け加え、2013(平成25)年4月1日から施行する。

ただし、2012（平成24）年度以前に入学した者については、第11条第1項（別表）に新しく追加した人文科学研究科心理学専攻、英文学専攻の授業科目（認知心理学特殊研究研究指導、教育心理学I、教育心理学II、教育心理学演習I、教育心理学演習II、教育心理学実験研究I、教育心理学実験研究II、教育心理学実験研究III、教育心理学実験研究IV、教育心理学研究指導I、教育心理学研究指導II及び英語英文学特殊研究特講）の履修に関して遡及適用することを除き、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

47 この学則は、第11条第1項（別表）及び第62条を改正し、2014（平成26）年4月1日から施行する。ただし、2013（平成25）年度以前に入学した者については、第11条第1項（別表）において新たに追加した商学研究科の授業科目（金融システム論特殊研究、経営学原理特殊研究、企業形態論特殊研究）及び法務研究科の授業科目（法と経済学）の履修に関して遡及適用することを除き、改正後の第11条第1項（別表）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

48 法務研究科は、2014（平成26）年5月27日に2015（平成27）年度入学生からの学生募集を停止するものとした。これに伴い、この学則は、第8条を改正し、2015（平成27）年4月1日から施行する。ただし、2015（平成27）年度から2017（平成29）年度において、法務研究科法務専攻の収容定員は第8条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	専攻	収容定員		
		2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度
法務研究科	法務専攻	60名	30名	0名

49 この学則は、第7条及び第11条第1項（別表）を改正し、2015（平成27）年4月1日から施行する。ただし、2014（平成26）年度以前に入学した者については、改正後の第11条第1項（別表）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

50 この学則は、第5条第3項を改正し、2015（平成27）年11月30日から施行する。

51 この学則は、第11条第1項（別表）を改正し、2016（平成28）年4月1日から施行する。ただし、2015（平成27）年度以前に入学した者については、改正後の第11条第1項（別表）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

52 この学則は、第11条第1項（別表）、第24条、第50条、第54条第2項、第56条第2項第3号及び第57条を改正し、2017（平成29）年4月1日から施行する。ただし、2016（平成28）年度以前に入学した者については、人文科学研究科社会学専攻において新しく追加した科目（社会学特殊講義、社会学特殊演習）の履修に関して遡及適用することを除き、改正後の第11条第1項（別表）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

53 この学則は、第11条第1項（別表）を改正し、2018（平成30）年4月1日から施行する。ただし、2017（平成29）年度以前に入学した者については、改正後の第11条第1項（別表）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第11条関係）

授業科目及び単位数

(その1) 商学研究科

(1) 商学専攻

研究科、専門 課程等の名 称	授業科目	授業を 行う年 次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
商 学 研 究 科 商 学 専 攻	博士後期課程	特殊研究指導	1~3	4		指導教員の担当する研究指導各年4単位、合計12単位を修得しなければならない。
		流通論特殊研究	1・2・3		4	
		マーケティング論特殊研究	1・2・3		4	
		マーケティング・リサーチ特殊研究	1・2・3		4	
		証券市場論特殊研究	1・2・3		4	
		交通論特殊研究	1・2・3		4	
		保険論特殊研究	1・2・3		4	
		消費生活論特殊研究	1・2・3		4	
		欧米経済論特殊研究	1・2・3		4	
		国際金融論特殊研究	1・2・3		4	
		日本経済史特殊研究	1・2・3		4	
		金融システム論特殊研究	1・2・3		4	
博 士 前 期 課 程	研究指導		1~2	4		指導教員の担当する研究指導各年4単位、合計8単位を修得しなければならない。
	課題研究 I		2	2		課題研究コースを選択した社会人学生は研究指導に代えて課題研究 I・II 各2単位、合計4単位を修得しなければならない。
			2	2		

共 通 科 目	外国文献研究 I	1・2	2	外国文献研究 I・II、国際コ ミュニケーション I・II から2 科目4単位以上 を修得しなけれ ばならない。
	外国文献研究 II	1・2	2	
	国際コミュニケーション I	1・2	2	
	国際コミュニケーション II	1・2	2	
	商学研究	1・2	2	
	経営学研究	1・2	2	
専 門 領 域 科 目	商業論研究	1・2	2	
	流通論研究	1・2	2	
	マーケティング論研究 I	1・2	2	
	マーケティング論研究 II	1・2	2	
	マーケティング・リサーチ研究 I	1・2	2	
	マーケティング・リサーチ研究 II	1・2	2	
	貿易論研究 I	1・2	2	
	貿易論研究 II	1・2	2	
	証券市場論研究 I	1・2	2	
	証券市場論研究 II	1・2	2	
	交通論研究 I	1・2	2	
	交通論研究 II	1・2	2	
	リスクマネジメント論研究	1・2	2	
	保険経営論研究	1・2	2	
	広告論研究 I	1・2	2	
	広告論研究 II	1・2	2	
	消費者行動論研究 I	1・2	2	
	消費者行動論研究 II	1・2	2	
	消費生活論研究 I	1・2	2	
	消費生活論研究 II	1・2	2	
	日本経済史研究 I	1・2	2	
	日本経済史研究 II	1・2	2	
	公共財政研究 I	1・2	2	
	公共財政研究 II	1・2	2	
	アジア経済論研究 I	1・2	2	
	アジア経済論研究 II	1・2	2	
	欧米経済論研究 I	1・2	2	
	欧米経済論研究 II	1・2	2	
	国際金融論研究 I	1・2	2	
	国際金融論研究 II	1・2	2	
	金融システム論研究 I	1・2	2	
	金融システム論研究 II	1・2	2	
	都市問題研究	1・2	2	

		地域産業論研究	1・2	2		
		観光論研究Ⅰ	1・2	2		
		観光論研究Ⅱ	1・2	2		
		マーケティング演習	1・2	2		
		ビジネスエコノミー演習	1・2	2		
		マネジメント演習	1・2	2		
		アカウンティング演習	1・2	2		
		商学特講	1・2	2		

(2) 経営学専攻

研究科、専門 課程等の名 称	授業科目	授業を 行う年 次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
商 学 研 究 科 經 營 學 專 攻	博士後期課程	特殊研究指導	1~3	4		指導教員の担当する研究指導各年4単位、合計12単位を修得しなければならない。
		経営学原理特殊研究	1・2・3		4	
		経営財務論特殊研究	1・2・3		4	
		経営史特殊研究	1・2・3		4	
		経営情報論特殊研究	1・2・3		4	
		経営管理論特殊研究	1・2・3		4	
		経営戦略論特殊研究	1・2・3		4	
		企業形態論特殊研究	1・2・3		4	
		国際経営論特殊研究	1・2・3		4	
		会計学原理特殊研究	1・2・3		4	
		経営分析論特殊研究	1・2・3		4	
		税務会計論特殊研究	1・2・3		4	
博 士 研 究 前 期 課 程	中小企業論特殊研究	1・2・3		4		
	ビジネス教育論特殊研究	1・2・3		4		
	研究指導	1~2	4			指導教員の担当する研究指導各年4単位、合計8単位を修得しなければならない。
	課題研究Ⅰ	2	2			課題研究コースを選択した社会人学生は研究指導に代えて課題
	課題研究Ⅱ	2	2			

	経営分析論研究 I	1・2	2			
	経営分析論研究 II	1・2	2			
	税務会計論研究 I	1・2	2			
	税務会計論研究 II	1・2	2			
	会計学説研究 I	1・2	2			
	会計学説研究 II	1・2	2			
	企業形態論研究 I	1・2	2			
	企業形態論研究 II	1・2	2			
	中小企業論研究	1・2	2			
	ベンチャービジネス論研究	1・2	2			
	地域経済活性化研究	1・2	2			
	ビジネス教育論研究 I	1・2	2			
	ビジネス教育論研究 II	1・2	2			
	企業法研究 I	1・2	2			
	企業法研究 II	1・2	2			
	税法研究 I	1・2	2			
	税法研究 II	1・2	2			
	マーケティング演習	1・2	2			
	ビジネスエコノミー演習	1・2	2			
	マネジメント演習	1・2	2			
	アカウンティング演習	1・2	2			
	経営学特講	1・2	2			
	マーケティング・マネジメント研究 I	1・2	2			
	マーケティング・マネジメント研究 II	1・2	2			

(その2) 経済科学研究科

(1) 現代経済システム専攻

研究科、専門 課程等の名 称	授業科目	授業を 行う年 次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
経 済 科 学 研 究 科 現 代 経 済	博士後期 課程	ミクロ経済学特殊研究	1・2・3	4		
	マクロ経済学特殊研究	1・2・3	4			
	計量経済学特殊研究	1・2・3	4			
	消費者行動論特殊研究	1・2・3	4			
	産業政策論特殊研究	1・2・3	4			
	公共経済論特殊研究	1・2・3	4			
	財政学特殊研究	1・2・3	4			
	経済政策特殊研究	1・2・3	4			
	政治経済学特殊研究	1・2・3	4			
	金融統計特殊研究	1・2・3	4			
	金融システム特殊研究	1・2・3	4			

	C群 (金融 融・国際関 係分野)	金融統計・モデル分析 金融統計・モデル分析 研究II 金融システム研究 I 金融システム研究 II アジア金融経済研究 I アジア金融経済研究 II 国際貿易研究 I 国際貿易研究 II 西洋行財政制度史研究 I 西洋行財政制度史研究 II 西洋商業史研究 I 西洋商業史研究 II 国際金融システム研究 I 国際金融システム研究 II ファイナンス (デリバ ティブ) 研究	1・2 1・2 1・2 1・2 1・2 1・2 1・2 1・2 1・2 1・2 1・2 1・2 1・2 1・2 1・2 1・2 1・2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
	D群 (特設 科目)	現代経済システム特講 経済情報特講 英語プレゼンテーション I 英語プレゼンテーション II 実務研究 (インターン シップ)	1・2 1・2 1・2 1・2 1・2	2 2 2 2 2		
	E群 (研究 指導)	研究指導	1・2	4	8	単位を修得
	F群 (課題 研究)	課題研究 I 課題研究 II	2 2	2 2	4	単位を修得

(2) 経済情報専攻

研究科、専門 課程等の名 称	授業科目	授業を 行う年 次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
経 済 科 学 研 究 科 経	博士後期 課程	信頼性理論特殊研究 経営数理特殊研究 応用数学特殊研究 環境情報システム特殊研究 情報数学特殊研究 情報処理特殊研究 情報ネットワーク特殊研究 コンピュータグラフィックス特殊	1・2・3 1・2・3 1・2・3 1・2・3 1・2・3 1・2・3 1・2・3 1・2・3	4 4 4 4 4 4 4 4		

情報専攻	研究				
	情報社会特殊研究	1・2・3	4		
	ゲームと情報の経済学特殊研究	1・2・3	4		
	経済成長モデル特殊研究	1・2・3	4		
	社会システムシミュレーション特 殊研究	1・2・3	4		
	ソフトウェア応用特殊研究	1・2・3	4		
	特殊研究指導	1~3	4		指導教員の担当 する研究指導各 年4単位、合計12 単位を修得
博士前期 課程	A群 (共通 科目)	ミクロ経済学研究 I	1・2	2	22単位以上を修 得
		ミクロ経済学研究 II	1・2	2	ただし、課題研 究を選択した場 合は30単位以上 を修得
		マクロ経済政策研究 I	1・2	2	
		マクロ経済政策研究 II	1・2	2	
		計量経済学研究 I	1・2	2	
		計量経済学研究 II	1・2	2	
		情報社会研究 I	1・2	2	
		情報社会研究 II	1・2	2	
		ゲームと情報の経済学 研究 I	1・2	2	
		ゲームと情報の経済学 研究 II	1・2	2	
		経済成長モデル研究 I	1・2	2	
		経済成長モデル研究 II	1・2	2	
		地域経済活性化研究	1・2	2	
	B群 (シス テム・数理 関係分野)	信頼性理論研究 I	1・2	2	
		信頼性理論研究 II	1・2	2	
		経営数理研究 I	1・2	2	
		経営数理研究 II	1・2	2	
		応用数学研究 I	1・2	2	
	C群 (シス テム・人間 関係分野)	応用数学研究 II	1・2	2	
		社会システムシミュレ ーション研究 I	1・2	2	
		社会システムシミュレ ーション研究 II	1・2	2	
		環境情報システム研究 I	1・2	2	
		環境情報システム研究 II	1・2	2	
		生産管理システム研究 I	1・2	2	
		生産管理システム研究 II	1・2	2	

C群 (コンピュータ・情報関係分野)	情報数学研究 I	1・2	2		
	情報数学研究 II	1・2	2		
	情報処理研究 I	1・2	2		
	情報処理研究 II	1・2	2		
	情報通信研究 I	1・2	2		
	情報通信研究 II	1・2	2		
	ソフトウェア応用研究 I	1・2	2		
	ソフトウェア応用研究 II	1・2	2		
	コンピュータグラフィックス研究 I	1・2	2		
	コンピュータグラフィックス研究 II	1・2	2		
	プロジェクトマネジメント研究 I	1・2	2		
	プロジェクトマネジメント研究 II	1・2	2		
D群 (特設科目)	現代経済システム特講	1・2	2		
	経済情報特講	1・2	2		
	英語プレゼンテーション I	1・2	2		
	英語プレゼンテーション II	1・2	2		
	実務研究 (インターンシップ)	1・2	2		
E群 (研究指導)	研究指導	1・2	4		8単位を修得
F群 (課題研究)	課題研究 I	2	2		4単位を修得
	課題研究 II	2	2		

(その3) 人文科学研究科

(1) 心理学専攻

研究科、専門 課程等の名 称	授業科目	授業を行 う年 次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
人文学科研究科 心理学 博士後期課程	精神生理学特殊研究研究指導	1~3	4			
	人格心理学特殊研究研究指導	1~3	4			
	知覚心理学特殊研究研究指導	1~3	4			
	学習心理学特殊研究研究指導	1~3	4			
	臨床心理学特殊研究研究指導	1~3	4			
	食心理学特殊研究研究指導	1~3	4			
	認知心理学特殊研究研究指導	1~3	4			
	社会心理学特殊研究研究指導	1~3	4			
	発達心理学特殊研究研究指導	1~3	4			

学 専 攻	心理学特殊研究特講	1~3	2	
博士前期 課程	食心理学 I	1・2	2	
	食心理学 II	1・2	2	
	食心理学演習 I	1・2	2	
	食心理学演習 II	1・2	2	
	食心理学実験研究 I	1・2	1	
	食心理学実験研究 II	1・2	1	
	食心理学実験研究 III	1・2	1	
	食心理学実験研究 IV	1・2	1	
	食心理学研究指導 I	1・2	2	
	食心理学研究指導 II	1・2	2	
	精神生理学 I	1・2	2	
	精神生理学 II	1・2	2	
	精神生理学演習 I	1・2	2	
	精神生理学演習 II	1・2	2	
	精神生理学実験研究 I	1・2	1	
	精神生理学実験研究 II	1・2	1	
	精神生理学実験研究 III	1・2	1	
	精神生理学実験研究 IV	1・2	1	
	精神生理学研究指導 I	1・2	2	
	精神生理学研究指導 II	1・2	2	
	知覚心理学 I	1・2	2	
	知覚心理学 II	1・2	2	
	知覚心理学演習 I	1・2	2	
	知覚心理学演習 II	1・2	2	
	知覚心理学実験研究 I	1・2	1	
	知覚心理学実験研究 II	1・2	1	
	知覚心理学実験研究 III	1・2	1	
	知覚心理学実験研究 IV	1・2	1	
	知覚心理学研究指導 I	1・2	2	
	知覚心理学研究指導 II	1・2	2	
	学习心理学 I	1・2	2	
	学习心理学 II	1・2	2	
	学习心理学演習 I	1・2	2	
	学习心理学演習 II	1・2	2	
	学习心理学実験研究 I	1・2	1	
	学习心理学実験研究 II	1・2	1	
	学习心理学実験研究 III	1・2	1	
	学习心理学実験研究 IV	1・2	1	
	学习心理学研究指導 I	1・2	2	

學習心理学研究指導II	1・2	2		
人格心理学I	1・2	2		
人格心理学II	1・2	2		
人格心理学演習I	1・2	2		
人格心理学演習II	1・2	2		
人格心理学実験研究I	1・2	1		
人格心理学実験研究II	1・2	1		
人格心理学実験研究III	1・2	1		
人格心理学実験研究IV	1・2	1		
人格心理学研究指導I	1・2	2		
人格心理学研究指導II	1・2	2		
臨床心理学特論I	1・2	2		
臨床心理学特論II	1・2	2		
臨床心理学研究指導I	1・2	2		
臨床心理学研究指導II	1・2	2		
認知心理学I	1・2	2		
認知心理学II	1・2	2		
認知心理学演習I	1・2	2		
認知心理学演習II	1・2	2		
認知心理学実験研究I	1・2	1		
認知心理学実験研究II	1・2	1		
認知心理学実験研究III	1・2	1		
認知心理学実験研究IV	1・2	1		
認知心理学研究指導I	1・2	2		
認知心理学研究指導II	1・2	2		
社会心理学I	1・2	2		
社会心理学II	1・2	2		
社会心理学演習I	1・2	2		
社会心理学演習II	1・2	2		
社会心理学実験研究I	1・2	1		
社会心理学実験研究II	1・2	1		
社会心理学実験研究III	1・2	1		
社会心理学実験研究IV	1・2	1		
社会心理学研究指導I	1・2	2		
社会心理学研究指導II	1・2	2		
発達心理学I	1・2	2		
発達心理学II	1・2	2		
発達心理学演習I	1・2	2		
発達心理学演習II	1・2	2		
発達心理学実験研究I	1・2	1		

	発達心理学実験研究Ⅱ	1・2	1	
	発達心理学実験研究Ⅲ	1・2	1	
	発達心理学実験研究Ⅳ	1・2	1	
	発達心理学研究指導Ⅰ	1・2	2	
	発達心理学研究指導Ⅱ	1・2	2	
	教育心理学Ⅰ	1・2	2	
	教育心理学Ⅱ	1・2	2	
	教育心理学演習Ⅰ	1・2	2	
	教育心理学演習Ⅱ	1・2	2	
	教育心理学実験研究Ⅰ	1・2	1	
	教育心理学実験研究Ⅱ	1・2	1	
	教育心理学実験研究Ⅲ	1・2	1	
	教育心理学実験研究Ⅳ	1・2	1	
	教育心理学研究指導Ⅰ	1・2	2	
	教育心理学研究指導Ⅱ	1・2	2	
	心理学研究特講Ⅰ	1・2	2	
	心理学研究特講Ⅱ	1・2	2	
	臨床心理面接特論Ⅰ	1・2	2	
	臨床心理面接特論Ⅱ	1・2	2	
	臨床心理査定演習Ⅰ	1・2	2	
	臨床心理査定演習Ⅱ	1・2	2	
	臨床心理基礎実習Ⅰ	1・2	1	
	臨床心理基礎実習Ⅱ	1・2	1	
	臨床心理実習A	1・2	1	
	臨床心理実習B	1・2	1	
	心理学研究法特論	1・2	2	
	心理学統計法特論	1・2	2	
	臨床心理学研究法特論	1・2	2	
	臨床心理関連行政論	1・2	2	
	心身医学特論	1・2	2	
	神経生理学特論	1・2	2	
	障がい者（児）心理学特論	1・2	2	
	投影法特論	1・2	2	
	心理療法特論	1・2	2	
	学校臨床心理学特論	1・2	2	
	臨床心理地域援助特論	1・2	2	
	臨床心理事例研究演習Ⅰ	1・2	1	
	臨床心理事例研究演習Ⅱ	1・2	1	
	臨床心理事例研究演習Ⅲ	1・2	1	
	臨床心理事例研究演習Ⅳ	1・2	1	

(2) 社会学専攻

研究科、専門 課程等の名 称	授業科目	授業を 行う年 次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
人 文 科 学 研 究 科 社 会 学 専 攻	修士課程国際社会学 I	1・2	2			
	国際社会学 II	1・2	2			
	国際社会学演習 I	1・2	2			
	国際社会学演習 II	1・2	2			
	国際社会学調査実習 I	1・2	2			
	国際社会学調査実習 II	1・2	2			
	国際社会学研究指導 I	1・2	2			
	国際社会学研究指導 II	1・2	2			
	コミュニケーション論 I	1・2	2			
	コミュニケーション論 II	1・2	2			
	コミュニケーション論演習 I	1・2	2			
	コミュニケーション論演習 II	1・2	2			
	コミュニケーション論調査実習 I	1・2	2			
	コミュニケーション論調査実習 II	1・2	2			
	コミュニケーション論研究指導 I	1・2	2			
	コミュニケーション論研究指導 II	1・2	2			
	社会問題論 I	1・2	2			
	社会問題論 II	1・2	2			
	社会問題論演習 I	1・2	2			
	社会問題論演習 II	1・2	2			
	社会問題論調査実習 I	1・2	2			
	社会問題論調査実習 II	1・2	2			
	社会問題論研究指導 I	1・2	2			
	社会問題論研究指導 II	1・2	2			
	現代社会論 I	1・2	2			
	現代社会論 II	1・2	2			
	現代社会論演習 I	1・2	2			
	現代社会論演習 II	1・2	2			
	現代社会論調査実習 I	1・2	2			
	現代社会論調査実習 II	1・2	2			
	現代社会論研究指導 I	1・2	2			
	現代社会論研究指導 II	1・2	2			
	性現象論 I	1・2	2			
	性現象論 II	1・2	2			
	性現象論演習 I	1・2	2			
	性現象論演習 II	1・2	2			

	性現象論調査実習 I	1・2	2			
	性現象論調査実習 II	1・2	2			
	性現象論研究指導 I	1・2	2			
	性現象論研究指導 II	1・2	2			
	社会意識論 I	1・2	2			
	社会意識論 II	1・2	2			
	社会意識論演習 I	1・2	2			
	社会意識論演習 II	1・2	2			
	社会意識論調査実習 I	1・2	2			
	社会意識論調査実習 II	1・2	2			
	社会意識論研究指導 I	1・2	2			
	社会意識論研究指導 II	1・2	2			
	社会学理論研究	1・2	2			
	社会学研究法	1・2	2			
	応用社会学特殊講義 I	1・2	2			
	応用社会学特殊講義 II	1・2	2			
	現代社会学特殊講義	1・2	2			
	社会学特殊講義	1・2	2			
	社会学特殊演習	1・2	2			
	社会心理学研究	1・2	2			
	課題研究 I	1・2	2			
	課題研究 II	1・2	2			

(3) 教育学専攻

研究科、専門 課程等の名 称	授業科目	授業を 行う年 次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
人 文 科 学 研 究 科 教 育 学 専 攻	修士課程教育基礎論 I	1・2		2		
	教育基礎論 II	1・2		2		
	教育基礎論演習 I	1・2		2		
	教育基礎論演習 II	1・2		2		
	教育基礎論研究指導 I	1・2		2		
	教育基礎論研究指導 II	1・2		2		
	教育文化論 I	1・2		2		
	教育文化論 II	1・2		2		
	教育文化論演習 I	1・2		2		
	教育文化論演習 II	1・2		2		
	教育文化論研究指導 I	1・2		2		
	教育文化論研究指導 II	1・2		2		
	教育政策論 I	1・2		2		
	教育政策論 II	1・2		2		

教育政策論演習 I	1・2	2	
教育政策論演習 II	1・2	2	
教育政策論研究指導 I	1・2	2	
教育政策論研究指導 II	1・2	2	
教育社会学 I	1・2	2	
教育社会学 II	1・2	2	
教育社会学演習 I	1・2	2	
教育社会学演習 II	1・2	2	
教育社会学研究指導 I	1・2	2	
教育社会学研究指導 II	1・2	2	
社会教育学 I	1・2	2	
社会教育学 II	1・2	2	
社会教育学演習 I	1・2	2	
社会教育学演習 II	1・2	2	
社会教育学研究指導 I	1・2	2	
社会教育学研究指導 II	1・2	2	
生涯学習論 I	1・2	2	
生涯学習論 II	1・2	2	
生涯学習論演習 I	1・2	2	
生涯学習論演習 II	1・2	2	
生涯学習論研究指導 I	1・2	2	
生涯学習論研究指導 II	1・2	2	
教育方法学 I	1・2	2	
教育方法学 II	1・2	2	
教育方法学 III	1・2	2	
教育方法学 IV	1・2	2	
教育方法学演習 I	1・2	2	
教育方法学演習 II	1・2	2	
教育方法学演習 III	1・2	2	
教育方法学演習 IV	1・2	2	
教育方法学研究指導 I	1・2	2	
教育方法学研究指導 II	1・2	2	
特別支援教育論 I	1・2	2	
特別支援教育論 II	1・2	2	
特別支援教育論演習 I	1・2	2	
特別支援教育論演習 II	1・2	2	
特別支援教育論研究指導 I	1・2	2	
特別支援教育論研究指導 II	1・2	2	
教育学特論	1・2	2	
課題研究 I	1・2	2	

	課題研究Ⅱ	1・2	2	
--	-------	-----	---	--

(4) 英文学専攻

研究科、専門 課程等の名 称	授業科目	授業を 行う年 次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
人 文 科 学 研 究 科	博士後期課程	イギリス文学特殊研究研究指導	1~3	4		
		アメリカ文学特殊研究研究指導	1~3	4		
		英語学特殊研究研究指導	1~3	4		
		応用言語学特殊研究研究指導	1~3	4		
		英語英文学特殊研究特講	1~3	2		
		英語学特殊研究特講	1~3	2		
		応用言語学特殊研究特講	1~3	2		
	英 文 学 専 攻	博士前期課程	イギリス文学研究 I	1・2	2	
		イギリス文学研究 II	1・2	2		
		イギリス文学研究 III	1・2	2		
		イギリス文学研究 IV	1・2	2		
		イギリス文学研究 V	1・2	2		
		イギリス文学研究 VI	1・2	2		
		イギリス文学研究演習 I	1・2	2		
		イギリス文学研究演習 II	1・2	2		
		イギリス文学研究演習 III	1・2	2		
		イギリス文学研究演習 IV	1・2	2		
		イギリス文学研究演習 V	1・2	2		
		イギリス文学研究演習 VI	1・2	2		
		イギリス文学研究研究指導 I	1・2	2		
		イギリス文学研究研究指導 II	1・2	2		
		アメリカ文学研究 I	1・2	2		
		アメリカ文学研究 II	1・2	2		
		アメリカ文学研究 III	1・2	2		
		アメリカ文学研究 IV	1・2	2		
		アメリカ文学研究演習 I	1・2	2		
		アメリカ文学研究演習 II	1・2	2		
		アメリカ文学研究演習 III	1・2	2		
		アメリカ文学研究演習 IV	1・2	2		
		アメリカ文学研究研究指導 I	1・2	2		
		アメリカ文学研究研究指導 II	1・2	2		
		英語学研究 I	1・2	2		
		英語学研究 II	1・2	2		
		英語学研究 III	1・2	2		
		英語学研究 IV	1・2	2		

	英語学研究演習 I	1・2	2			
	英語学研究演習 II	1・2	2			
	英語学研究演習 III	1・2	2			
	英語学研究演習 IV	1・2	2			
	英語学研究研究指導 I	1・2	2			
	英語学研究研究指導 II	1・2	2			
	応用言語学研究 I	1・2	2			
	応用言語学研究 II	1・2	2			
	応用言語学研究 III	1・2	2			
	応用言語学研究 IV	1・2	2			
	応用言語学研究演習 I	1・2	2			
	応用言語学研究演習 II	1・2	2			
	応用言語学研究演習 III	1・2	2			
	応用言語学研究演習 IV	1・2	2			
	応用言語学研究研究指導 I	1・2	2			
	応用言語学研究研究指導 II	1・2	2			
	英語英文学特殊講義	1・2	2			
	英米文化研究 I	1・2	2			
	英米文化研究 II	1・2	2			
	英米文化研究 III	1・2	2			
	英米文化研究 IV	1・2	2			
	英米文化研究 V	1・2	2			
	英米文化研究 VI	1・2	2			
	課題研究 I	1・2	2			
	課題研究 II	1・2	2			

(その4) 法学研究科

(1) 法律学専攻

研究科、専門 課程等の名 称	授業科目	授業を 行う年 次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
法学 研究 科 法律 学 専 攻	修士課程憲法研究 I	1・2	2			
	憲法研究 II	1・2	2			
	憲法演習 I	1・2	2			
	憲法演習 II	1・2	2			
	行政法研究 I	1・2	2			
	行政法研究 II	1・2	2			
	行政法演習 I	1・2	2			
	行政法演習 II	1・2	2			
	刑法研究 I	1・2	2			
	刑法研究 II	1・2	2			

刑法演習 I	1・2	2	
刑法演習 II	1・2	2	
民法研究 I	1・2	2	
民法研究 II	1・2	2	
民法演習 I	1・2	2	
民法演習 II	1・2	2	
商法研究 I	1・2	2	
商法研究 II	1・2	2	
商法演習 I	1・2	2	
商法演習 II	1・2	2	
刑事訴訟法研究 I	1・2	2	
刑事訴訟法研究 II	1・2	2	
刑事訴訟法演習 I	1・2	2	
刑事訴訟法演習 II	1・2	2	
民事訴訟法研究 I	1・2	2	
民事訴訟法研究 II	1・2	2	
民事訴訟法演習 I	1・2	2	
民事訴訟法演習 II	1・2	2	
労働法研究 I	1・2	2	
労働法研究 II	1・2	2	
労働法演習 I	1・2	2	
労働法演習 II	1・2	2	
社会保障法研究 I	1・2	2	
社会保障法研究 II	1・2	2	
社会保障法演習 I	1・2	2	
社会保障法演習 II	1・2	2	
経済法研究 I	1・2	2	
経済法研究 II	1・2	2	
経済法演習 I	1・2	2	
経済法演習 II	1・2	2	
国際法研究 I	1・2	2	
国際法研究 II	1・2	2	
国際法演習 I	1・2	2	
国際法演習 II	1・2	2	
国際私法研究 I	1・2	2	
国際私法研究 II	1・2	2	
国際私法演習 I	1・2	2	
国際私法演習 II	1・2	2	
法哲学研究 I	1・2	2	
法哲学研究 II	1・2	2	

	法哲学演習 I	1・2	2			
	法哲学演習 II	1・2	2			
	法制史研究 I	1・2	2			
	法制史研究 II	1・2	2			
	法制史演習 I	1・2	2			
	法制史演習 II	1・2	2			
	比較法研究 I	1・2	2			
	比較法研究 II	1・2	2			
	比較法演習 I	1・2	2			
	比較法演習 II	1・2	2			
	税法研究 I	1・2	2			
	税法研究 II	1・2	2			
	税法演習 I	1・2	2			
	税法演習 II	1・2	2			
	登記法研究 I	1・2	2			
	登記法研究 II	1・2	2			
	外国文献研究 I	1・2	2			
	外国文献研究 II	1・2	2			
	実務研究	1・2	2			
	特別研究	1・2	2			
	法情報学研究	1・2	2			
	研究指導	1・2	2			

(2) 国際政治学専攻

研究科、専門 課程等の名称	授業科目	授業を 行う年 次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
法学 研究科 国際政治学 専攻	修士課程 基幹科目 国際関係・平和研究群	国際関係研究 I	1・2	2		
		国際関係研究 II	1・2	2		
		国際関係研究 III	1・2	2		
		国際関係研究 IV	1・2	2		
		国際関係研究 V	1・2	2		
		国際関係研究演習 I	1・2	2		
		国際関係研究演習 II	1・2	2		
		国際関係研究演習 III	1・2	2		
		国際関係研究演習 IV	1・2	2		
		国際関係研究演習 V	1・2	2		
		平和研究 I	1・2	2		
		平和研究 II	1・2	2		
		平和研究 III	1・2	2		
		平和研究演習 I	1・2	2		

		平和研究演習Ⅱ	1・2	2		
		平和研究演習Ⅲ	1・2	2		
比較 政治 研究 群	比較政治研究 I	1・2	2			
	比較政治研究 II	1・2	2			
	比較政治研究 III	1・2	2			
	比較政治研究 IV	1・2	2			
	比較政治研究 V	1・2	2			
	比較政治研究 VI	1・2	2			
	比較政治研究演習 I	1・2	2			
	比較政治研究演習 II	1・2	2			
	比較政治研究演習 III	1・2	2			
	比較政治研究演習 IV	1・2	2			
	比較政治研究演習 V	1・2	2			
	比較政治研究演習 VI	1・2	2			
地域 研究 群	アジア地域研究 I	1・2	2			
	アジア地域研究 II	1・2	2			
	アジア地域研究 III	1・2	2			
	アジア地域研究 IV	1・2	2			
	アジア地域研究 V	1・2	2			
	アジア地域研究 演習 I	1・2	2			
	アジア地域研究 演習 II	1・2	2			
	アジア地域研究 演習 III	1・2	2			
	アジア地域研究 演習 IV	1・2	2			
	アジア地域研究 演習 V	1・2	2			
	欧米地域研究 I	1・2	2			
	欧米地域研究 II	1・2	2			
	欧米地域研究 III	1・2	2			
	欧米地域研究演習 I	1・2	2			
	欧米地域研究演習 II	1・2	2			
	欧米地域研究演習 III	1・2	2			
外国文献研究 異文化コミュニケーション研究 特別課題研究 I 特別課題研究 II	1・2	2				
	1・2	2				
	1・2	2				
	1・2	2				
	1・2	2				

		実務研究	1・2	2		
		情報処理 I	1・2	2		
		情報処理 II	1・2	2		
		研究指導	1・2	2		
関連科目	国際	国際法研究 I	1・2	2		
	関係	国際法研究 II	1・2	2		
	法研	国際私法研究 I	1・2	2		
	究群	国際私法研究 II	1・2	2		
		比較法研究 I	1・2	2		
		比較法研究 II	1・2	2		
国際 経済 研究 群	国際	国際経済論研究 I	1・2	2		
	経済	国際経済論研究 II	1・2	2		
	研究	国際金融論研究 I	1・2	2		
	群	国際金融論研究 II	1・2	2		
		アジア経済論研究 I	1・2	2		
		アジア経済論研究 II	1・2	2		

広島修道大学大学院学則新旧対照表

新旧対照表

新					旧				
第1条～第7条 略 (入学定員及び収容定員)					第1条～第7条 略 (入学定員及び収容定員)				
第8条 本大学院の研究科別、専攻別及び課程別の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。					第8条 本大学院の研究科別、専攻別及び課程別の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。				
研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員	研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
商学研究科	商学専攻	博士前期課程	8名	16名	商学研究科	商学専攻	博士前期課程	8名	16名
		博士後期課程	2名	6名			博士後期課程	2名	6名
	経営学専攻	博士前期課程	12名	24名		経営学専攻	博士前期課程	12名	24名
		博士後期課程	3名	9名			博士後期課程	3名	9名
経済科学研究科	現代経済システム 専攻	博士前期課程	8名	16名	経済科学研究科	現代経済システム 専攻	博士前期課程	8名	16名
		博士後期課程	2名	6名			博士後期課程	2名	6名
	経済情報専攻	博士前期課程	8名	16名		経済情報専攻	博士前期課程	8名	16名
		博士後期課程	2名	6名			博士後期課程	2名	6名
人文科学研究科	心理学専攻	博士前期課程	14名	28名	人文科学研究科	心理学専攻	博士前期課程	5名	10名
		博士後期課程	2名	6名			博士後期課程	2名	6名
	社会学専攻	修士課程	5名	10名		社会学専攻	修士課程	5名	10名
		修士課程	5名	10名			修士課程	5名	10名
	教育学専攻	博士前期課程	5名	10名		英文学専攻	博士前期課程	5名	10名
		博士後期課程	3名	9名			博士後期課程	3名	9名
法学研究科	法律学専攻	修士課程	5名	10名	法学研究科	法律学専攻	修士課程	5名	10名
	国際政治学専攻	修士課程	10名	20名		国際政治学専攻	修士課程	10名	20名
第9条～第64条 略					第9条～第64条 略				
附 則					附 則				
1～55 略					1～55 略				
56 この学則は、第8条を改正し、2018（平成30）年4月1日から施行する。ただし、2018（平成30）年度から2019（平成31）年度において、人文科学研究科心理学専攻の収容定員は第8条の規定にかわらず、次のとおりとする。									
			収容定員						
			2018 (平成30)	2019 (平成31)					
			年度	年度					
人文科学 研究科	心理学 専攻	博士前期 課程	19名	28名					
研究科	専攻	課程							